

指導講習の認定に関するプロセス

指導講習実施者（認定機関）となるようとする事業者等向け

1. 運行管理者資格者証の交付(取得)

【旅客】

道路運送法(昭和26年法律第183号)第23条の2第1項の規定により運行管理者資格者証の交付を受けた者

【貨物】

貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第19条第1項の規定により運行管理者資格者証の交付を受けた者

2. 研修の修了

NASVA 等(指導講習実施者(認定機関)が実施する「**第一種講師要件研修**」の修了

3. 講師の選任

第一種講師の選任

4. 認定の申請

旅客・貨物の別、実施する講習の種別

【旅客】

旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第48条の4第2項で準用する同規則第41条の2で定める書類の準備

【貨物】

貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)第23条第2項で準用する同規則第12条の2で定める書類の準備

5. 申請の審査

認定申請書類等の国土交通省による審査(標準的な処理期間:3ヶ月以内)

6. 認定

指導講習実施者(認定機関)として国土交通大臣の認定。⇒ 指導講習の実施

(参考) 第二種講師の資格取得等について

